〇総務省令第四十五号

電 波 法 (昭 和 二十五年法律第百三十一 号) の規定に基づき、 無線設備規則 の 一 部を改正する省令を次のよ

うに定める。

平成二十五年四月十八日

総務大臣 新藤 義孝

無線設備規則の一部を改正する省令

無線 設 備 規 則 (昭 和二十 五. 年電 波 監理委員 (会規則第十八号) 0) 部を次のように改正 する。

第三十七 条の二十七 の 二 十 一 第二 項第二号を同 項第三号とし、 同 項 第 号 中 G 七 W 電 波 又 は X 七 W 電

波 を 「又はG七 W 電波」 に改め、 同号口中 六四值 直 立交振! (幅変調) 又は直交周 波数分割多重変調」 を 又

は六四値直交振幅変調」 に改め、 同号を同項第二号とし、 同号の前に次の一号を加える。

X七W電波一、二 四〇畑を超え一、三〇〇凪以下、 二、三三〇Mを超え二、三七〇M 以下、 五. 八 五

GHz を超え五 九二五 GHz 以下、 六 • 四二五 Hzを超え六・ 五七GHz以下、 六 • 八七 Hzを超え七・一二五 GHz 以下

〇・二五Hzを超え一〇 兀 五. Hz 以下、 \bigcirc • 五. 五Hzを超え一〇・六八Hz以下又は一二・ 九 五 Hz を超

え一三・二五GU以下の周波数の電波を使用するもの

イ 通信方式は、単向通信方式であること。

ロ 変調方式は、直交周波数分割多重変調であること。

送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は円偏波であること。

別表第一号注31(7)ア(ウ)中「5.85GHz」を「1,240MHz」に改める。

別表第二号第101③中「5.85GHzを樹之5.925GHz以下」を「1,240MHzを樹之1,300MHz以下、2,330MHzを樹之

2,370MHz以下、5.85GHzを超之5.925GHz以下」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。